



有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・シニア住宅のことなら私たちにご相談ください。

みんかい

親の老人ホーム入居を検討している子供は、何に不安に感じているのか？



本コラムの全文を読みたい方はこちら！



本記事は、みんかい事業部 渡辺大志が作成したコラムより抜粋しました。本書を読まれてご興味を持った方は、みんかいホームページにて全文を公開しております。

「このような母ですが、有料老人ホームで受け入れてくれるものなのでしょうか？もし入居できなければ、私たちは一生この様な生活を送って行くしかないのでしょうか？」

相談者の多くから、このような声が聞こえてきます。話の概要はこうです。

同居している母親の認知症状が進み、時間や曜日の感覚が判らなくなってしまう。夜中にガサゴンと筆筒中のものを出しては仕舞い、出しては仕舞い…。を繰り返している。とても可愛がっていた孫の名前を忘れてしまい、他人だと思っている。トイレに行ってウンチを壁に擦り付けてしまうことがある。「何でこんなことをするの」と問い詰めると、大声を張り上げて癩癩をおこします。

つまり、多くの相談者は、こんなひどい症状の母親を老人ホームで働いている赤の他人の介護職員が見てくれるわけがないと思っているのです。

しかし現実とはというと、介護施設(有料老人ホーム)で働く友人によると、ほとんどすべての入居者が症状は様々ですが、認知症の症状を持っていると言います。当然、ホーム内では、認知症入居者に関するトラブルや問題は日常茶飯事です。介護職員は、あの手この手で問題行動のある入居者に関わり、解決をしていきます。

す。しかし、そう言っても、相談者は次のような心配が頭の中に出現します。一旦、有料老人ホームに入居できたとしても、すぐに帰されてしまうのではないかと。うちの母は頑固な性格だから、ホームに馴染めず迷惑をかけてしまうはずだと。

参考までに、多くの有料老人ホームで適用されているホーム側からの契約解除要件を記しておきます。

①入居者が利用料金、その他の支払いを○カ月以上滞納した場合。

②入居者の言動が、入居者自身または他の入居者あるいは従業員の心身または生命に危害を及ぼす恐れがあるとき。

③身元引受人の言動または入居者もしくは身元引受人の家族の言動が、入居者自身または他の入居者へのサービスの提供に著しく悪影響を及ぼすとき。

④入居者が入居中にホームで対応困難な医療行為が必要になり、かつ関係法令に基づきホームでの人員配置では対応が困難であると判断した場合。

⑤前各号の他、入居者、その家族または身元引受人とホームとの信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、ホームが適切なサービスの提供を継続

できないと判断した場合。となっていない。

つまり、冒頭で記した程度の認知症に伴う行動では、ホーム入居に関し、なんら問題になることはなく、ホームにとっては、日常の「コマ」でありません。もし、問題が発生するとすれば②の「自傷行為や「他害行為」が出現してくると、多少、話が変わってきます。しかし、この場合でも、医療機関と相談をしながら投薬等で症状を軽減させることで入居の継続は可能です。

これは、私の肌感覚ですが、ホームから契約解除を申し渡されるケースの多くは、入居者本人の問題というよりも、家族らが「金を払っているのだから、もっと良いサービスをしろ」と無理なサービスをホームに押し付け、結果、ホームとの信頼関係が壊れたことで契約解除になってしまう、というケースが多いと感じています。家族の気持ちもわからないことはありませんが、何事も、度が過ぎると関係性はこじれていきます。ホーム、家族、双方がお互いの立場を理解し合うことが、ホーム入居を継続させる一番の方法ではないでしょうか？

全文は、みんかいホームページにて公開中
著者：元氣かいみんかい 渡辺大志